

児童手当が ギャンブルに 使われています

児童手当法4条3項の法改正を



離婚前提でないとい
口座変更できない
と言われた。



別居して夫に居場所が
バレるのが怖い。
住民票を異動していないから
口座変更は無理
と言われた。



夫とは別居して
私が子どもと暮らしているのに
夫に振り込まれてしまう。



夫は治療を拒否。
なのにギャンブル依存症の
証明を求められた。



夫の方が
年収が高いので
妻には振り込めない
と言われた。



児童手当を子どもの為に!

振込先は、家族が選べるようにして下さい



公益社団法人
ギャンブル依存症問題を考える会



NPO法人
全国ギャンブル依存症家族の会

